

県内の耐震関連補助制度一覧

1 耐震診断補助
(2) 戸建て住宅以外

県内には次のような補助制度があります。
詳細については各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

○等：補助対象となる建築時期
令和7年4月時点

No	市町村名	担当窓口	制度の内容				建築時期		備考
			対象建築物	事業名	補助率	補助限度額	昭和56年以前	平成12年以前	
1	千葉市	建築指導課 043-245-5836	分譲マンション	予備診断	2/3	17万円/管理組合・3.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	上限400万円又は耐震診断に要する費用 (以下ア〜ウの合計)の2/3のいずれか低額 ア(助成対象面積1,000㎡以内)3,670円×延べ面積 イ(助成対象面積1,000㎡超2,000㎡以内)1,570円×延べ面積 ウ(助成対象面積2,000㎡超)1,050円×延べ面積	○		
			沿道建築物	本診断	2/3	400万円/棟	○		
2	市川市	建築指導課 047-712-6337	分譲マンション	予備診断	2/3	3.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	100万円/棟	○		
			沿道建築物	予備診断	2/3	3.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	上限150万円又は耐震診断に要する費用 (以下ア〜ウの合計)の2/3のいずれか低額 ア(助成対象面積1,000㎡以内)3,670円×延べ面積 イ(助成対象面積1,000㎡超2,000㎡以内)1,570円×延べ面積 ウ(助成対象面積2,000㎡超)1,050円×延べ面積	○		
3	船橋市	建築指導課 047-436-2632	分譲マンション	予備診断	2/3	3.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	上限350万円又は耐震診断に要する費用 (以下ア〜ウの合計)の2/3のいずれか低額 ア(助成対象面積1,000㎡以内部分)3,670円×面積 イ(助成対象面積1,000㎡超2,000㎡以内部分)1,570円×面積 ウ(助成対象面積2,000㎡超部分)1,050円×面積	○		
			沿道建築物	予備診断	2/3	3.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	上限400万円又は耐震診断に要する費用 (以下ア〜ウの合計)の2/3のいずれか低額 ア(助成対象面積1,000㎡以内部分)3,670円×面積 イ(助成対象面積1,000㎡超2,000㎡以内部分)1,570円×面積 ウ(助成対象面積2,000㎡超部分)1,050円×面積	○		
4	松戸市	建築指導課 047-366-7368	分譲マンション	予備診断	2/3	5万円/棟	○		
				本診断	2/3	100万円/棟	○		
5	成田市	建築住宅課 0476-20-1564	分譲マンション	予備診断	2/3	10万円/棟	○		
6	佐倉市	建築指導課 043-484-6169	分譲マンション	予備診断	2/3	3.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	4万円/戸又は100万円/棟のいずれか低い額	○		
7	柏市	建築指導課 04-7167-1145	分譲マンション	予備診断	2/3	3.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	100万円/棟	○		
8	市原市	建築指導課 0436-23-9091	分譲マンション	本診断	2/3	60万円/棟	○		建物規模の要件あり
			共同住宅		2/3	60万円/棟	○		建物規模の要件あり
			特定建築物		2/3	60万円/棟	○		建物規模の要件あり
			沿道建築物		2/3	60万円/棟	○		道路規模の要件あり
9	流山市	建築住宅課 04-7150-6088	分譲マンション	予備診断	2/3	10万円/棟	○		
				本診断	2/3	4万円/戸又は120万円/棟のいずれか低い額	○		
10	八千代市	建築指導課 047-421-6774	分譲マンション	予備診断	2/3	3.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	4万円/戸又は120万円/棟のいずれか低い額	○		

No	市町村名	担当窓口	制度の内容				建築時期		備考
			対象建築物	事業名	補助率	補助限度額	昭和56年 以前	平成12年 以前	
11	我孫子市	建築住宅課 04-7185-1111	分譲マンション	予備診断	2/3	5.4万円/棟	○		
				本診断	2/3	2万円/戸又は100万円/棟のいずれか低い額	○		
12	君津市	建築課 0439-56-1158	長屋又は共同住宅	本診断	面積に応じた補助率	10万円/棟	○	○	診断士派遣制度、面積に応じた自己負担あり
13	浦安市	建築指導課 047-712-6553	分譲マンション	予備診断	2/3	10万円/棟	○		
				本診断	2/3	面積によってそれぞれ上限額有り	○		
			分譲マンション (低層)	予備診断	2/3	10万円/棟	○		
				本診断	2/3	面積によってそれぞれ上限額有り	○		
			特定建築物	予備診断	2/3	10万円/棟	○		
				本診断	2/3	面積によってそれぞれ上限額有り	○		
			沿道建築物	予備診断	2/3	10万円/棟	○		
				本診断	2/3	面積によってそれぞれ上限額有り	○		
14	白井市	建築宅地課 047-492-1111	分譲マンション	本診断	2/3	100万円/棟	○		
			長屋又は共同住宅	本診断	2/3	100万円/棟	○		賃貸されているものは除く
15	睦沢町	建設課 0475-44-2522	長屋又は共同住宅	本診断	2/3	40万円/戸	○		

沿道建築物：震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路を閉塞させるおそれのある建築物

その他建築物：戸建て住宅以外の建築物

特定建築物：建築物の耐震改修の促進に関する法律第 1 4 条に規定されたもの